

インフレスライドの請求手続等について

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）が令和2年2月14日に決定されました。

新労務単価の決定に伴い、残工期が基準日から2月以上ある工事については、約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更（インフレスライド）を請求することができますので、請求手続についてお知らせします。

なお、インフレスライドの概要については、別紙をご確認ください。

請求手続について

①請求の方法

請求書（別記様式6）を施行担当課（工事主任等）へ提出してください。

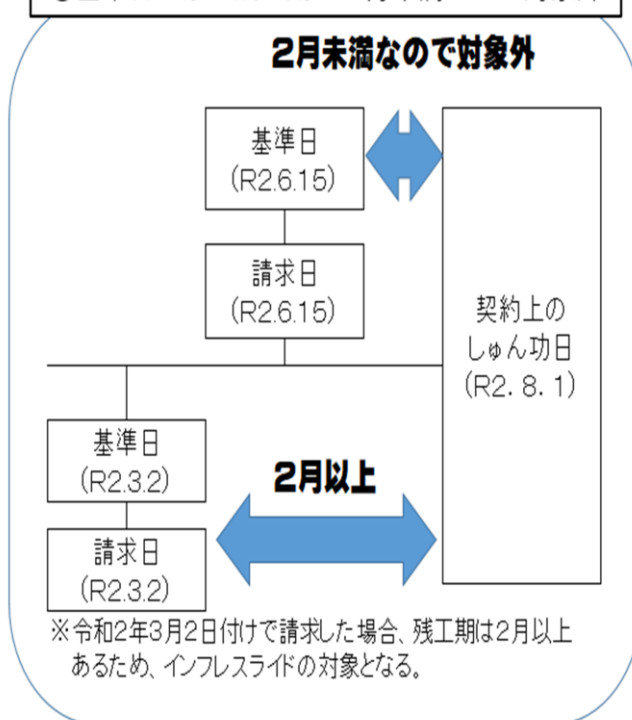
②請求期限

次の賃金水準の変更（労務単価の改定）がなされるまでに請求してください。

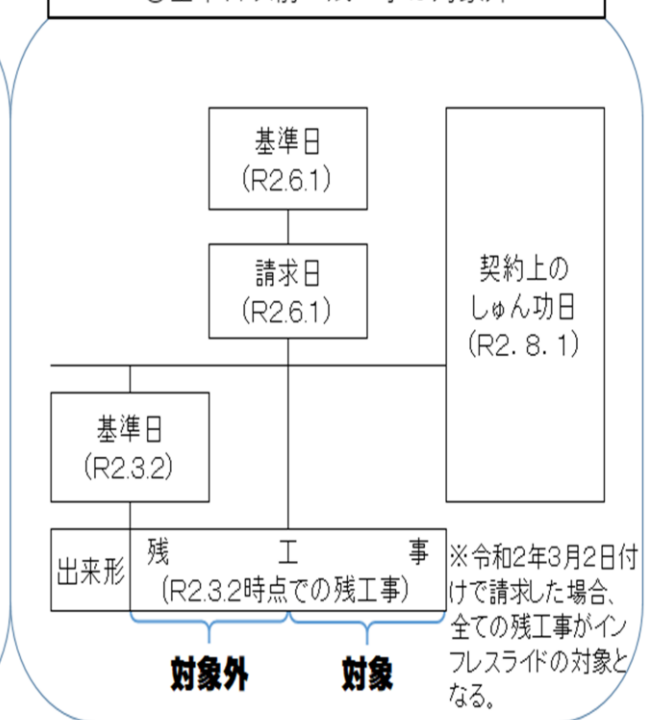
※今回の新労務単価に係る請求は、**令和2年3月2日（月）以降に請求してください。**

※請求日によっては①インフレスライドの対象外になる可能性があること②インフレスライドの対象となる残工事量が減少する可能性があることにご留意ください。

①基準日からの残工期が2月未満のため対象外



②基準日以前の残工事は対象外



■お問い合わせ先 札幌市水道局総務部総務課契約係
TEL 011-211-7011